

【2026年度 大学院進学予定者向け】
国による大学院修士段階（修士課程・専門職学位課程）
における「授業料後払い制度」について

2024年度からの大学院修士段階（修士課程および専門職学位課程）における貸与奨学金の新制度「授業料後払い制度（以下、本制度という）」の創設に伴い、本制度を希望する方は、以下を確認のうえ、出願手続時に申請をしてください。

1.本制度の概要

- ・ 本制度は、本人に貸与する無利子の奨学金について、まとまった額を日本学生支援機構より大学に振込み（学校が本人の代理で受領）、授業料に充てることにより、当面の経済的負担によって進学意欲が失われないようにするものです。
- ・ 返還については、所得連動返還方式のみとし、年収が300万円程度になるまでは、最低返還月額（2,000円）で、無理なく返還できるようにしています。
- ・ 後払いできる授業料（支援対象授業料）は、年額776,000円を上限とし、金額（貸与金額）は学校にて決定します。
- ・ 授業料が上記上限額を上回る場合、入学手続金納付時に差額の納付が必要です。
- ・ 返還時の保証として「機関保証制度」への加入が必須のため、**別途、保証料の支払いが必要です（詳細な金額は未定）**。支援対象授業料に保証料相当額を加算した金額が最終的な貸与金額になります。
- ・ 大学院入学後、日本学生支援機構（JASSO）に貸与奨学金「授業料後払い制度」への申込みが必須です。**認定（採用）結果が出るのは、6月上旬です。**
- ・ **認定されなかった場合、別途指定する期限（6月中旬頃）までに、納付済みの差額を除いた授業料（全額または前期分）を納付することが必要です。**
- ・ 本制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を同時に受けることができません。ただし、希望により、別途「生活費奨学金」として、月額2万円または4万円（選択可）の貸与（無利子）を受けることができます（生活費奨学金のみの貸与はできません）。
- ・ 日本学生支援機構（JASSO）の第一種奨学金と同様に、特に優れた業績による返還免除制度の対象です。

2.対象者

対象者は以下①～③の全てを満たす者とする

- ① 2026 年度以降の修士課程または専門職学位課程に新規入学した者。
- ② 日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績・人物基準および国籍等の要件等を満たす者。
- ③ 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者。

3.前期学費の取扱いについて

- ・対象者が本制度の利用を申請した場合、授業料の納付は6月まで猶予します。
- ・但し、大学院の年間授業料が支援対象授業料の上限（年額 776,000 円）を上回る場合は、入学手続き金納付時に差額の納付が必要です。
- ・本制度に認定されなかった場合、別途指定する期限（6月中旬頃）までに、納付済みの差額を除いた授業料（全額または前期分）を納付することが必要です。
- ・入学手続き時に必要な納付金については、入試課まで事前にお問い合わせください。

4.申請に必要な書類等の提出について

(1) 提出期間

出願期間内 ※入試要項参照

(2) 提出書類

・「授業料後払い制度」希望申請書

※出願書類に同封のうえ提出

(3) 提出先

玉川大学 入試課 Tel：042-739-8181（直通）

〒194-8612 東京都町田市玉川学園 6-1-1

▶「授業料後払い制度」に関する問い合わせ先

学生支援センター JASSO 奨学金・留学支援デスク Tel：042-739-8448（直通）

▶【資料】大学院修士段階における授業料後払い制度（日本学生支援機構ちらし）



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/atobarai/_icsFiles/afieldfile/2025/03/17/atobarai_teiketsukou_1.pdf